

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇ 条 例 鳥取県土木工設計監督委託条例の一部改正
正 各選挙区県議会議員数条例の一部改正

條 例

鳥取県土木工設計監督委託条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和三十年三月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第一号

鳥取県土木工設計監督委託条例の一部を
改正する条例

鳥取県土木工設計監督委託条例(昭和二十三年八月鳥

取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項本文に次の但書を加える。

但し、災害復旧土木工事については、百万円まで千分
の三十、百万円以上は千分の二十五とする。

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

昭和三十年三月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二号

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例
各選挙区県議会議員数条例(昭和二十六年三月鳥取県条
例第九号)の一部を次のように改正する。

「鳥取市四人」を「鳥取市六人」に、「米子市四人」を
「米子市六人」に、「気高郡四人」を「気高郡二人」に、
「西伯郡八人」を「西伯郡六人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。